

平成16年度事業計画

(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

○事業計画の概要

中小企業支援法に基づく指定法人となる財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）の事業開始初年度として、財団設立の趣旨を広く周知するため、普及啓発活動を重点的に行うことにより、実施する各種支援事業を中小企業者等が積極的に利用することのできる体制を形成する。

○事業計画の内容

1 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）

財団において相談窓口を常設し、経営革新や新分野への進出を目指す中小企業者等に対し、企業OB等で構成する相談員及び財団のプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）、サブマネージャー（以下「SM」という。）による相談、助言を行う。

- ・窓口相談員の配置（5名程度）常時1名配置

2 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）

常設相談窓口では対応できない専門的分野（法律、経理等）における相談について、日にち、曜日を定め、各分野の専門家による相談、助言を行う。

- ・法律相談（弁護士による相談） 月2回実施
- ・経理相談（公認会計士による相談） 月2回実施
- ・弁理士による相談 月2回実施
- ・社会保険労務士による相談 月2回実施

3 電子相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）

インターネットを利用することにより、中小企業者等が自社において気軽に専門家等による相談、助言を受けることを目的として実施する。

4 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）

中小企業者等が抱える様々な問題に対し、財団において登録する民間の専門家を企業に派遣し、経営、技術に対する質の高い診断助言等を実施する。

- ・専門家派遣 年120回程度派遣（受益者負担1／3）

5 ISO規格認証取得支援事業（寄附行為第4条第1項第3号）

ISOに関する知識習得を目的とするセミナー、研修会等を実施するほか、取得を

目指す企業に対しISOに関する認識を深め、企業の国内・国際的な競争力強化を支援する。

- ・ISOセミナー開催 2回
- ・ISO規格取得支援補助金 10社（ISO研修に対する受講料補助）

6 能力開発セミナー（寄附行為第4条第1項第3号）

中小企業の経営革新等の支援を図るため、経済情勢や経営課題などに関するセミナーを開催する。

- ・経営セミナー 2回開催（100人程度）
対象：企業経営者、管理者等
- ・ITセミナー 1回開催（50人程度）
対象：事業者、従業者、創業者等

7 人材育成事業（寄附行為第4条第1項第4号）

中小企業従業者等の実情に応じた知識及び管理応用能力、技術に対する専門的知識を習得する研修を実施する。（受益者負担1/3）

- ・経営ビジネススクール 2回（4日間）開催（30人程度）

8 IT活用支援事業（寄附行為第4条第1項第4号）

パソコン等情報関連OA機器類について、レベルに応じた研修を実施し、事業者、従業者、創業者が情報技術を活用した経営革新等が行えるよう支援を行う。（受益者負担1/3）

- ・ホームページ開設講座 1回（3日間）開催（20人程度）
- ・ネットワーク構築講座 1回（3日間）開催（20人程度）
- ・セキュリティ講座 1回（3日間）開催（20人程度）
- ・データベース（アクセス）基礎講座 1回（3日間）開催（20人程度）

9 地域経済調査分析事業（寄附行為第4条第1項第3号）

地域経済動向調査分析等を行い、地域中小企業者等が必要とする情報を提供することにより、経営の向上を図る。また財団における支援事業が有効的なものとなるよう各諸施策の立案のために必要な調査分析を併せて実施する。

- ・地域経済動向調査委託（四半期毎）
- ・中心市街地歩行量調査委託

10 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）

事業構想を有する者に対し、ベンチャービジネスの導入から実践段階までをテーマ

に多様なセミナーを実施することにより創業者の育成を図る。

- ・創業者支援セミナー 3回開催
対象：創業希望者・創業直後の事業者

1 1 産学官連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）

中小企業者、大学関係者等とのビジネス交流会の開催、運営を支援し、産学のネットワークを形成することにより、技術等のマッチングを図るほか、企業と大学との共同研究等に支援を行い、新事業の創出を図る。

- ・ビジネス交流会 1回開催
- ・技術シーズ展 1回開催
- ・産学連携推進セミナー 1回開催
- ・産学官等連携新製品開発補助 2件

1 2 創業者窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第2号）

ベンチャー・創業者等に対し、会社設立、ビジネスプランづくり等の課題解決のために、資金調達、事業企画等に経験のある民間人材による相談を実施する。

- ・専門窓口相談員 月2回配置

1 3 販路開拓支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）

ベンチャー企業等の事業化を促進するために、事業化の課題である販売面について外部調査機関に調査を委託する。

- ・マーケティング調査 2回実施

1 4 創業者育成施設創出支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）

創業者が市内での事業を起こす機会を創出するため、インキュベーションルーム等の入居者に対し、家賃の助成を実施するほか、インキュベート施設の確保及び必要な調査を行う。

- ・既存施設 賃料1／2（限度額25,000円） 10室分
- ・新規施設 賃料1／2（限度額25,000円） 5室分
- ・創業者支援事業追跡調査

1 5 新事業資源発掘調査事業（寄附行為第4条第1項第6号）

新事業創出を促進するために、地域の産業資源の調査・発掘をするほか、事業可能性評価に伴い必要とされる調査、分析を行う。

- ・新産業・技術振興支援基本調査委託

1 6 情報提供事業（寄附行為第4条第1項第3号）

中小企業者に対し、支援策等の必要とされる様々な情報を、財団において構築するホームページにおいて広く情報を提供する。

- ・財団ホームページ構築

1 7 情報誌発行事業（寄附行為第4条第1項第3号）

最新の地域経済動向、企業情報、支援センター及び連携をとる各支援機関の情報等を盛り込んだ情報誌を定期的に発行する。

- ・財団事業概要リーフレット 6000部
- ・財団情報誌 年4回（季刊）3000部

1 8 PM等支援人材充実強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）

事業を一貫して管理するPM、SMを民間から採用し配置することにより、財団における中小企業者への支援事業を効果的、かつ効率的に実施する。

- ・PM1名 月10日勤務
- ・SM2名（経営、IT各1名） 月15日勤務

1 9 事業可能性評価委員会運営事業（寄附行為第4条第1項第1号）

中小企業者等の事業可能性評価、専門家派遣事業に係る審査・採択・事後評価、財団の支援事業に対する評価等を行う委員会の運営を行う。

- ・事業可能性評価委員会開催 年6回開催（委員7名）

2 0 支援担当者能力開発事業（寄附行為第4条第1項第1号）

財団の職員を、中小企業大学校等が行う研修及び講座に派遣することにより、能力の向上を図り、適切な政策の立案・遂行及び中小企業者等への的確なアドバイスができるよう育成を行う。

- ・中小企業大学校研修受講
 - ①経営革新・事業再構築等の効果的な進め方 1名
 - ②創業者支援のためのビジネスプラン評価法 1名
 - ③中小企業技術支援施策と産学官連携 1名
 - ④支援担当者のための支援スキルの向上策 1名
- ・JANBO研修受講
 - ①IM政策スキルアップ研修 1名

2 1 支援体制連携強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）

財団が中小企業者等に対するワンストップサービスを提供できるように、各支援

機関と意見交換、情報交換を行う場を設け、事業の連携促進を図る。また、先進的な他政令指定都市への視察を実施し、情報の収集を図る。

2.2 中小企業融資あっせん業務等（寄附行為第4条第1項第12～14号）

さいたま市が実施する制度融資に伴う受付業務を受託し、経営相談から融資受付まで、中小企業者等に対応できる体制をつくり、利便性を図る。

- ・融資制度の推進
- ・融資の相談及び申込み受付
- ・融資の事前照会
- ・融資の実施調査
- ・融資審査会への議案作成及び説明補助事務
- ・中小企業診断士への診断依頼
- ・その他融資事務に関すること